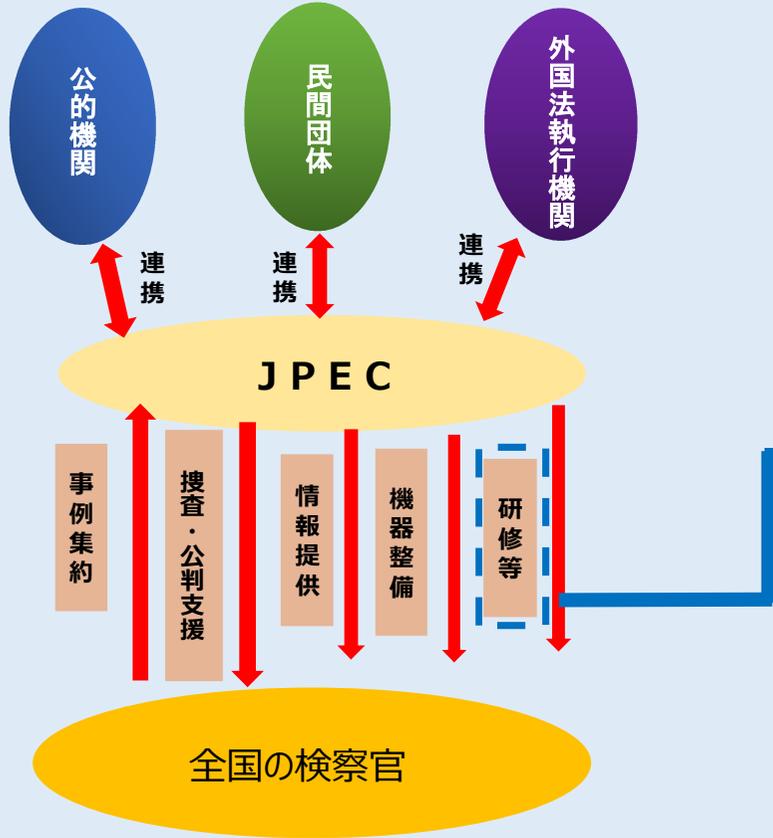


○ サイバー犯罪を犯した者に対する厳正な科刑を実現するための施策

○ 体制整備

・ R3. 4. 1 検察庁にJPEC（先端犯罪検察ユニット）を設置
 → 先端犯罪（情報通信技術が手段として用いられた犯罪等）の解明に有益な情報の収集・管理・提供、先端犯罪の捜査・公判支援を目的として編成

【◆JPECの業務の概要】



○ 「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）」（いわゆるサイバー刑法）により導入された制度の例

- ・ 不正指令電磁的記録作成罪等（いわゆるウィルス作成罪、刑法第168条の2）、不正指令電磁的記録取得罪等（同法第168条の3）
- ・ 記録命令付差押え（刑事訴訟法第99条第2項、同条の2）

研修・教育

実施目標

先端犯罪に対応できる検察官・検察事務官を長期的な視野で育成

取組状況

DF（デジタルフォレンジック）・サイバー犯罪に関し、検察庁職員の能力の底上げを図るため、関係機関と連携し体系的な研修を計画・提供



◆具体的内容◆

対象	カリキュラム	主な講座名
検察官	<ul style="list-style-type: none"> ○ DF・サイバー犯罪の基礎等についての講義 ○ 実機操作を中心とする各種研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合フォレンジック上級研修 ○ ネットワーク・PCフォレンジック研修 ○ 暗号資産ハンズオン研修
検察事務官	<ul style="list-style-type: none"> ○ DFに関する知識や技術を段階的に習得できる各種研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○ DF研修（中級・上級編）